

中小企業の皆様の情報発信基地として

# インフォメーション

No. 436

2023年 8 月号 AUGUST



## 今月のお知らせ

暑中お見舞い申し上げます  
お盆休みのお知らせ 8/11(金)~8/16(水)

- ✂ インボイスへの備え その2・買手側の準備
- ✂ はしやすめ ・高校球児の聖地「甲子園」
- ✂ 税務まめ辞典 ・協賛金の経理処理



shima  
accounting & management  
center

株式会社 嶋会計センター

税理士 嶋 賢治  
税理士 吉岡 恵一郎

〒851-0301 長崎市深堀町1丁目11番19  
TEL 095-871-6017 FAX 095-871-6068  
メールアドレス shima@shima-kaikei.co.jp  
ホームページアドレス  
<http://www.shima-kaikei.co.jp>

# はしやすめ

## 高校球児の聖地「甲子園」



今年も8月6日から高校球児の聖地である阪神甲子園球場で第105回全国高校野球選手権大会が開幕し、長崎県からは激戦を制した創成館高校が5年ぶりに出場します。

全国高校野球選手権大会は1915年（大正4年）に「全国中等学校優勝野球大会」として開催されたのが始まりです。その後、当時の野球場では観客を収容しきれないほど野球人気が高まり、1924年に「阪神甲子園球場」を建設。完成した年が十干十二支の最初の年である甲子（きのえね）という60年に1度の縁起の良い年であったことが名称の由来となっており、来年で開場100周年を迎えます。

球場のシンボルであるツタは完成した年の冬から球場外壁に植えられ、葉の総面積はタタミ8,000畳分もあったといわれています。そのツタは球場のリニューアル工事に伴い2006年に伐採されてしまいましたが、再植樹にあたり、2000年の夏に20世紀最後の選手権大会を記念して全国の高校野球連盟加盟校4,170校に贈呈されていた甲子園のツタのうち生育状況の良かった233校の苗が、「ツタの里帰り」として2009年に球場に戻ってきました。この233校の名が刻まれたプレートがレフトスタンド照明塔の支柱に埋められており、長崎からは唯一、長崎北陽台高校が選ばれています。

球場の内野にかかる大屋根を銀傘（ぎんさん）と呼びますが、開場当初は鉄製だったため鉄傘（てっさん）と呼ばれていました。その後、太平洋戦争による金属類回収令で全ての鉄傘が取り外されますが、戦後はジュラルミン製の屋根として復活し、この時から銀傘と呼ばれるようになりました。その後はアルミ合金製、ガルバリウム鋼板製へと替わり、現在では銀傘の上に太陽光パネルが設置され、年間で約193,000kwhを発電しています。また、屋根に降った雨水を地下タンクに貯蔵する機能も設けられグラウンドへの散水や場内のトイレに利用されています。

出場校の応援団が陣取る「アルプススタンド」は内野席と外野席の間にあります。名前の由来は太陽の塔で有名な画家の岡本太郎氏の父が白いシャツを着た学生たちで埋め尽くされたスタンドの光景を見て名付けたそうです。

敗れた選手が涙しながら「甲子園の土」を持ち帰る姿は風物詩となっていましたが、2019年の夏からコロナウイルス感染拡大防止の観点から禁止され、後日出場校に土が寄贈されていました。それが今大会から4年ぶりに「甲子園の土」が復活します。

これまで数々の名場面を生んできた“夏の甲子園”。今年はどうなドラマが待ち受けているのでしょうか。

# 税務まめ辞典

## 協賛金の経理処理

コロナ過で中止されていた様々なイベントが再開され、長崎でも「ながさきみなとまつり」が3年ぶりに開催されました。事業者はイベントの主催者から協賛金をお願いされることがありますが、協賛金は支払った相手先や内容によって経理処理が異なります。広告宣伝効果があるか、支払先が事業に直接関係があるかによって「広告宣伝費」「交際費」「寄付金」に区分されます。

「広告宣伝費」となるのは、イベントのポスターやホームページ、パンフレットなどに企業名が掲載される、あるいはイベント開催中に企業名や商品名がアナウンスされたり張り出されるといった不特定多数の目に触れて広告宣伝がなされる場合です。税務調査に備えてパンフレットやポスターを証拠書類として保存しておくことをお勧めします。

「交際費」となるのは、イベントの主催者が取引先で、協賛企業の名前が掲載されない場合です。今後の取引を円滑にすることを目的としています。ただし、金額が不相当に高額だと「寄付金」とみなされますので注意が必要です。

「寄付金」となるのは広告宣伝効果もなく、取引先でもない場合です。支払う事業者が法人の場合、特定の寄付金を除いた一般的な寄付金については資本金や所得に応じた一定の範囲内でしか損金に計上することができません。また、個人事業者の場合は特定の寄付金を除き一般的な寄付金はその全額が必要経費に算入されません。

なお、消費税については「広告宣伝費」として計上した協賛金については課税仕入れとなりますが、「交際費」や「寄付金」として計上したものは課税対象外となり仕入税額控除することができません。

# インボイスへの備え その2



## 買手側の準備

先月号では売手側の準備をご紹介しました。買手側では自社の消費税納税額の計算方法によってインボイス制度後の対応が異なります。

また、売上の規模によって帳簿等への記載や保存のみで仕入税額控除が可能な場合や、売上の規模に関係なくインボイスが不要な場合もあり、その判断は複雑です。

### ① インボイスが必要なのは本則課税を選択している事業者のみ

インボイス制度下での買手側の準備としてはまず、**自社が令和5年10月1日以降を含む事業年度後も免税事業者である場合、あるいは簡易課税制度を選択している場合はこれまでどおりの帳簿等への記載や保存の義務があるだけでインボイスの保存は不要**です。

### ② 簡易課税制度を選択するか検討

**基準期間（前々期）の課税売上高が5,000万円以下で本則課税を選択している事業者**でインボイス開始後の仕入税額控除の可否やインボイスの有無の確認が困難となるケースでは、簡易課税となった場合の納税額を比較して、大きな差がなければ**経理負担を考慮して簡易課税を選択することも可能**です。

### ③ インボイスが不要で、帳簿等への記載や保存のみで仕入税額控除が可能な取引

- 公共交通機関に支払う公共交通料金（1回の取引が税込3万円未満のものに限る）
- 自動販売機での販売（3万円未満のものに限る）
- 郵便切手を対価とする郵便サービス（郵便ポストに差し出されたものに限る）
- **従業員等に支給する出張旅費や通勤手当**
- 古物商や質屋、リサイクル業者等が消費者やインボイス未登録の事業者から仕入れる物
- インボイス発行事業者が発行した入場券等で使用時に回収されるもの

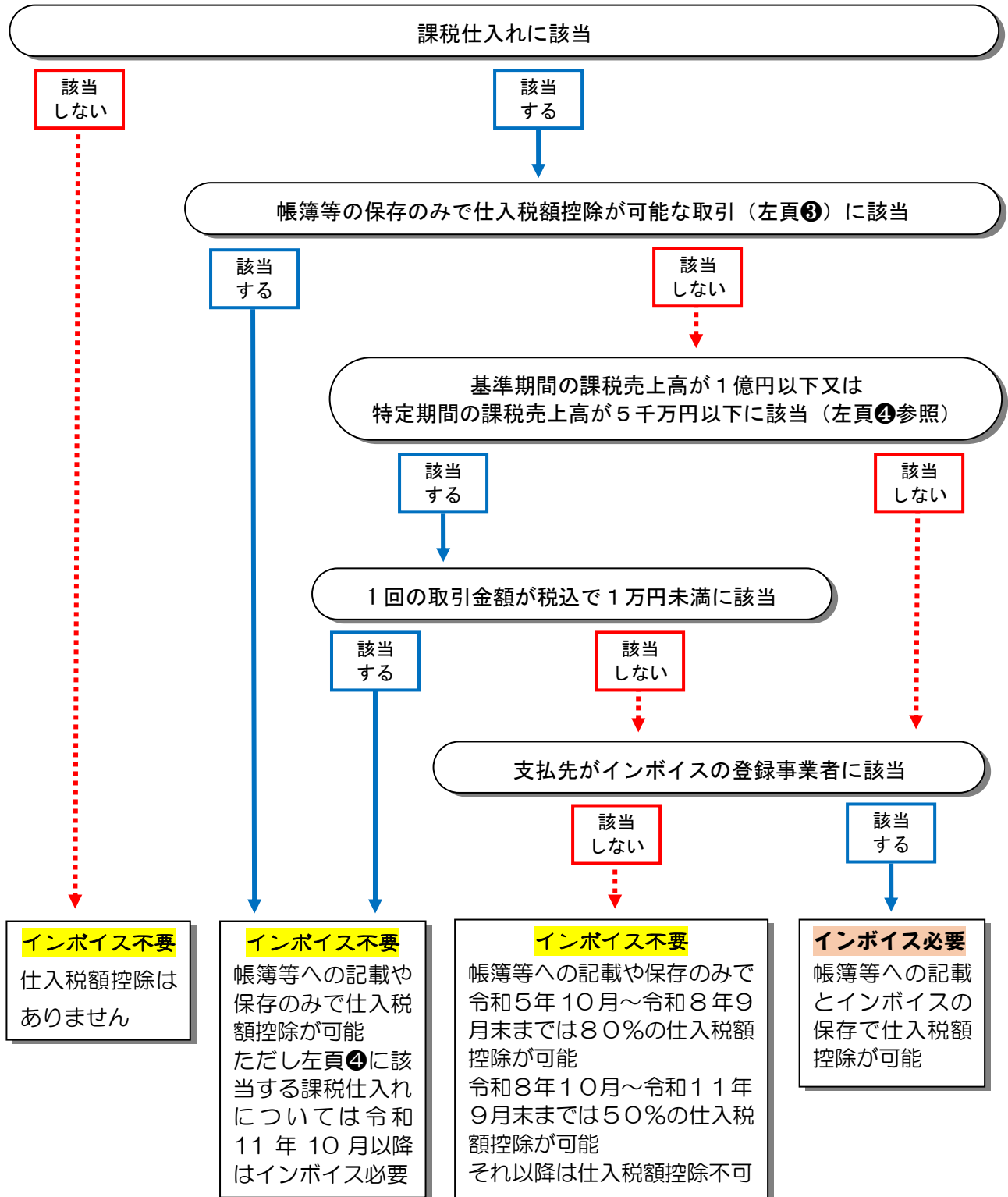
#### 帳簿等の保存のみの特例を適用する場合の帳簿記載事項

- ① 課税仕入れの相手先の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率対象の場合はその旨）
- ④ 取引金額
- ⑤ 課税仕入れの相手先の住所又は所在地（相手先が公共交通機関、郵便役務の提供を行った者、出張旅費等を受領した従業員等である場合は記載不要）
- ⑥ 特例の対象となる旨

### ④ 1万円未満の課税仕入れも帳簿保存のみで仕入税額控除が可能

**基準期間（前々期）の課税売上高が1億円以下の事業者**や**特定期間（個人事業の場合は前年1～6月までの期間、法人は前事業年度の開始の日以後6か月の期間）の課税売上高が5,000万円以下の事業者**で、**令和11年9月末までに行う課税仕入れの支払額が1回の取引で税込1万円未満の取引**については、帳簿等への記載や保存のみで仕入税額控除が可能。（1商品ごとの金額の判定ではないことに注意）

## ⑤ 仕入税額控除判定フローチャート



## ⑥ インボイス登録番号の確認

仮にインボイス制度開始後に登録していない事業者であることが判明した場合は支払った消費税額の20%から50%を仕入税額控除することができません。また、経理事務を円滑に行うためには支払先がインボイスの登録事業者であるかどうかの確認を事前に行っておくことをお勧めします。

なお、取引先より回答があった登録番号は国税庁ホームページの「適格請求書発行事業者公表サイト」にて確認することができます。